

# 山口県報

平成20年  
3月31日  
(月曜日)



山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月三十一日

山口県知事 二 井 関 成

## 山口県条例第二十七号

山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例

山口県使用料手数料条例（昭和三十一年山口県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一の5の表二の項診療料に関する部分中、「老人保健医療給付患者」を削り、「診療報酬の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第九十二号）」を「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）」に、「厚生労働省告示第九十二号」を「厚生労働省告示第五十九号」に改め、同項食事療養料に関する部分中、「老人保健医療給付患者」を削り、同項検査料に関する部分及び健康診断料に関する部分並びに同表六の項の(一)から(三)までの規定中「厚生労働省告示第九十二号」を「厚生労働省告示第五十九号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

### 目 次

条例  
山口県使用料手数料条例の一部を改正する条例……………

平成二十三年三月三十一日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁

定価一箇月 金二千七百円（送料共）